

岩手県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 九戸郡野田村大字玉川第2地割字下安家61の1、字日影山64の125、64の131、64の132
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅